

佐野市生活排水処理基本計画
(第 3 次 改 定)

令和 5 (2023) 年 2 月

栃木県佐野市

目 次

はじめに	-----	1	
(1) 佐野市の特徴	-----	1	
(2) 生活排水処理基本計画とは	-----	2	
(3) 生活排水処理基本計画の位置づけ	-----	2	
(4) SDGs (Sustainable Development Goals) の推進	-----	3	
第1章	基本方針	-----	4
(1) 生活排水処理に係る理念・目標			
(2) 生活排水処理施設整備の基本方針			
第2章	目標年次	-----	5
第3章	生活排水の排出状況	-----	5
第4章	生活排水処理の処理主体	-----	7
第5章	生活排水処理基本計画	-----	8
(1) 生活排水の処理計画	-----	8	
(2) し尿・浄化槽汚泥の処理計画	-----	12	
(3) その他	-----	14	

はじめに

(1)佐野市の特徴

本市は、栃木県の南西部に位置し、県都宇都宮市から南西へ約 40 k m、首都東京から北へ約 70 k mの距離にあります。

東に栃木市、西に足利市・群馬県桐生市、南に渡良瀬川をはさんで群馬県館林市、北に氷室山や根本山をはじめとする 1,100m級の広大な山岳地帯を経て鹿沼市・群馬県みどり市と隣接しています。両毛経済圏に属し、総面積 356.04 k m²、総人口 115,700 人（令和 4（2022）年 3 月 31 日現在）を有しています。

気候は、比較的温暖で四季の変化に富んでいますが、冬には「赤城おろし」と呼ばれる乾燥した強い北西風が吹き、雨量は夏季に多く、冬季に少ない太平洋側気候であり、夏季に雷雨が比較的多い方です。

産業は、古くから織物、鋳物、石灰の産地として栄え、その後、工業団地開発を行い、現在は、機械・食品中心へと推移している地域であります。

土地利用については、田畑 13.5%、山林 61.6%、宅地 8.3%となっています。（平成 30（2018）年度第 2 次国土利用計画佐野市計画）

また、本市は、平成 30（2018）年 3 月に策定しました「第 2 次佐野市総合計画」に基づき、良好な地域環境の保全と地球環境に配慮した生活の実現に取り組んでいます。

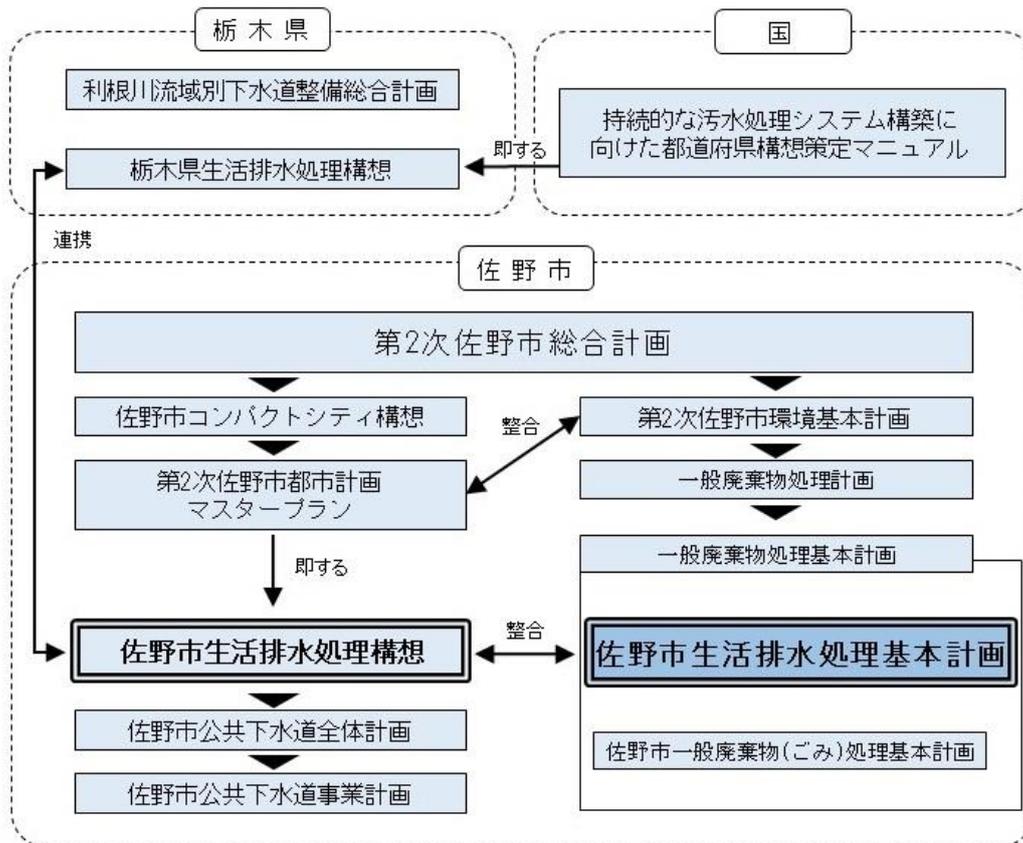
本市の生活排水は、公共下水道、農業集落排水処理施設及び合併処理浄化槽で処理していますが、一部の生活雑排水については、未処理のまま水路等に排出しており、このため、河川等の水質汚濁に影響を及ぼしています。

本市の水道水は、ほとんど地下水を使用しており、また、農業用水の汚濁も懸念されます。したがって、水道用水源の確保及び農業用水・工業用水の保全等を達成するためには、速やかに生活排水処理人口普及率を高めることが急務となっています。

(2) 生活排水処理基本計画とは

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項の規定により、一定の計画を定めなければならないものとされており、「一般廃棄物処理基本計画」のうち「生活排水処理基本計画」に位置づけされます。市町村が長期的・総合的視点に立って、計画的に生活排水処理対策を行うため、計画目標年次における計画処理区域内の生活排水を、どのような方法で、どの程度処理していくかを定めるとともに、生活排水処理を行う過程で発生する汚泥の処理方法等の生活排水処理に係る基本方針を定めるものです。

(3) 生活排水処理基本計画の位置づけ



(4) SDGs (Sustainable Development Goals) の推進

本計画により、生活排水を適正かつ安定的に処理し、快適な生活環境を確保することで、市民が安心して安全にそして快適に暮らせるまちづくりを実現するとともに、誰一人取り残されない持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するための国際目標である「持続可能な開発目標 (SDGs)」を推進します。



第1章 基本方針

(1) 生活排水処理に係る理念・目標

本市は、名水百選の一つである「出流原弁天池湧水」や利根川水系百選に選ばれた「三滝（別名幻の滝）」があり、また、万葉にうたわれた三毳山や唐沢山など、緑豊かな森林や美しい清流など自然環境に恵まれた風土ではありますが、生活雑排水が未処理のまま排水されている地域もあり、その対策が強く求められているところでもあります。

このため、生活排水処理に関する基本計画を策定し、公共水域の水質保全、改善に留まらず、市民への啓発を通し、環境問題への理解を得て、快適な環境の構築を図るものとしします。

(2) 生活排水処理施設整備の基本方針

- ① 人口密集地域においては、集合処理施設を整備します。このため、施設の特徴に合わせ、公共下水道・農業集落排水処理施設により、適切に処理を行うものとしします。
- ② ①以外の地域については、合併処理浄化槽により処理します。
- ③ 単独処理浄化槽または汲取り便槽を設置している家庭については、生活雑排水の処理を進めるため、個別の状況を勘案しつつ、合併処理浄化槽への転換を推進します。

※用語の意味

生活排水：水質汚濁防止法において「炊事、洗濯、入浴等人の生活に伴い公共用水域に排出される水」と定義されており、生活雑排水とトイレからの排水を合わせたものを言います。

生活雑排水：台所、洗濯、風呂等の汚水。

合併処理浄化槽：現在では、合併処理浄化槽は単に浄化槽と呼ばれ、単独処理浄化槽は「みなし浄化槽」と呼ばれます。しかし、この計画の中では便宜的に旧来の名称を用いるものとしします。

第2章 目標年次

本市の生活排水処理基本計画における目標年次は、令和5（2023）年度から令和17（2035）年度とします。

将来予測の確度、施設の耐用年数、施設の整備状況等を勘案して概ね5年ごとに、または諸条件に大きな変動のあった場合においては基本計画を見直すこととします。

第3章 生活排水の排出状況

本市における生活排水処理状況は、次表のとおりであり、令和3（2021）年度において、計画処理人口115,700人のうち93,938人については、生活排水の適正処理がされています。

公共下水道普及率は、69.3%と全国平均には及びませんが、県内では中位にあります。

農業集落排水処理施設は、現在常盤地区のみであり、令和5（2023）年度末に公共下水道への編入を予定しています。

合併処理浄化槽は、平成元（1989）年度より設置整備事業が開始されました。当初は希望者が少数でしたが、広報や市民の環境問題への意識の向上、浄化槽法改正による浄化槽新設時において合併処理浄化槽の設置が義務づけられたことにより、増加しています。

表 3-1 生活排水の排出状況

(単位：人)

	H27 (2015) 年度	H28 (2016) 年度	H29 (2017) 年度	H30 (2018) 年度	R1 (2019) 年度	R2 (2020) 年度	R3 (2021) 年度
1 計画処理区域内人口	120,683	120,018	119,348	118,450	117,706	116,982	115,700
① 水洗化・生活雑排水処理人口	91,170	91,895	92,364	92,803	93,350	93,976	93,938
(1) 公共下水道	75,931	77,094	77,602	77,965	79,977	80,434	80,214
(2) 農業集落排水処理施設	3,545	2,889	2,821	2,753	1,083	1,048	1,009
(3) 合併処理浄化槽	11,694	11,912	11,941	12,085	12,290	12,494	12,715
② 生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽+汲取り人口)	29,513	28,123	26,984	25,647	24,356	23,006	21,762
2 計画処理区域外人口	0	0	0	0	0	0	0

第4章 生活排水の処理主体

本市における生活排水の処理主体は、次表のとおりです。

表4-1 生活排水の処理主体

処 理 施 設 の 種 類	対象となる生活排水の種類	処 理 主 体
(1) 公共下水道	し尿及び生活雑排水	佐 野 市
(2) 農業集落排水処理施設	し尿及び生活雑排水	佐 野 市
(3) 合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	個 人 等
(4) 単独処理浄化槽	し尿	個 人 等
(5) し尿等受け入れ施設※	し尿及び浄化槽汚泥	佐野地区 衛生施設組合

※受入・前処理（トイレトペーパーなどのごみ類を除去）を行った後、公共下水道処理施設（佐野市水処理センター）へ送泥し、処理を行います。

第5章 生活排水処理基本計画

(1) 生活排水の処理計画

① 処理の目標

「第1章 基本方針」に掲げた理念・目標を達成するため、全ての生活排水を処理することを目標とし、また、市内の各地区の実情に対応した処理方式を採用するものとします。

ア 生活排水の処理の目標

	現在 R3(2021)年度	中間目標年度 R8(2026)年度	中間目標年度 R12(2030)年度	目標年度 R17(2035)年度
生活排水処理人口普及率※	81.2%	84.4%	86.8%	89.4%

※生活排水処理人口普及率＝水洗化・生活排水処理人口 / 行政区域内人口

イ 人口の内訳

(単位：人)

	現在 R3(2021)年度	中間目標年度 R8(2026)年度	中間目標年度 R12(2030)年度	目標年度 R17(2035)年度
1 行政区域内人口	115,700	111,832	108,853	104,836
2 計画処理区域内人口	115,700	111,832	108,853	104,836
3 水洗化・生活雑排水処理人口	93,938	94,377	94,443	93,726

ウ 生活排水の処理形態別内訳

(単位：人)

	現在 R3(2021)年度	中間目標年度 R8(2026)年度	中間目標年度 R12(2030)年度	目標年度 R17(2035)年度
1 計画処理区域内人口	115,700	111,832	108,853	104,836
① 水洗化・生活雑排水処理人口	93,938	94,377	94,443	93,726
(1) 公共下水道	80,214	80,443	79,424	77,187
(2) 農業集落排水処理施設*	1,009	0	0	0
(3) 合併処理浄化槽	12,715	13,934	15,019	16,539
② 生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽+汲取り人口)	21,762	17,455	14,410	11,110
2 計画処理区域外人口	0	0	0	0

※令和5(2023)年度末までに全ての施設が公共下水道に編入される予定です。

② 生活排水を処理する区域及び人口等

本市の生活排水処理は、市街化区域とその周辺を主に公共下水道、農村地域の一部集落を農業集落排水処理施設で処理し、残る地域を合併処理浄化槽で処理するものとしします。

本市の公共下水道事業は、昭和46(1971)年に事業に着手し、昭和51(1976)年7月に水質浄化センターが完成し処理を開始しており、今後は、主に市街化区域全域

を整備する予定となっています。

農業集落排水処理施設は、平成 17（2005）年度から令和 2（2020）年度末にかけて 4 カ所を公共下水道に切替えたため、現在は常盤地区のみの運転となっています。常盤地区においても令和 5（2023）年度末に公共下水道に切り替える予定となっています。

合併処理浄化槽は、人口減少や高齢化などの社会情勢の変化も踏まえたうえで、経済性や地域特性などを検討し、合併処理浄化槽による処理が望ましい区域を浄化槽処理促進区域に指定し、合併処理浄化槽による処理の促進を図っています。

③ 施設及びその整備計画の概要

	計画処理区域	計画処理人口	整備予定年度	事業費見込
合併処理浄化槽	下水道事業計画区域及び農業集落排水処理施設対象区域を除く浄化槽処理促進区域	計 13,470 人 ・ 補助対象分 H1(1989)年度～ R17(2035)年度 5,091 基	H1(1989)年度～ R17(2035)年度	補助事業費 H1(1989)年度～ R3(2021)年度 1,593,296 千円 R4(2022)年度～ R17(2035)年度 880,486 千円
公共下水道	市内人口密集地域 全体計画区域 3,409ha 整備区域 3,123ha R17(2035)年度	全体計画区域 80,258 人 R17(2035)年度 整備区域 77,187 人 R17(2035)年度	S46(1971)年度～ R17(2035)年度	S46(1971)年度～ R3(2021)年度 78,181 百万円 R4(2022)年度～ R17(2035)年度 7,975 百万円
農業集落排水処理施設	常盤地区	1,009 人	(実績) S63(1988)年度～ H19(2007)年度	(実績) S63(1988)年度～ H19(2007)年度 5,394 百万円

(2) し尿・浄化槽汚泥の処理計画

① 現況

本市のし尿・浄化槽汚泥の収集・運搬については、3者の許可業者が浄化槽清掃業と併せて行っています。

本市のし尿・浄化槽汚泥について、常盤地区の農業集落排水施設は、乾燥・発酵させ、有機肥料として農地還元し、有効利用しています。それ以外の地域については、全量を佐野地区衛生施設組合（佐野市と栃木市(旧岩舟町、旧藤岡町)の一部事務組合)のし尿等受入施設で受入・前処理を行い、本市の下水処理施設（佐野市水処理センター）で処理を行っています。

し尿処理施設は、昭和60（1985）年度に、処理能力220kl/日の高度処理設備を備えた低希釈法二段活性汚泥処理方式で建設し、良好な処理結果を継続していましたが、経済性や老朽度を踏まえ、隣接する下水処理施設との汚水共同処理のため、し尿処理施設を令和3（2021）年度、令和4（2022）年度にし尿等受入施設に改造しました。令和4（2022）年6月から、佐野地区衛生施設組合のし尿等受入施設で前処理を行い、下水処理施設の汚泥処理系統へ送泥し、共同処理を行っています。処理するし尿及び浄化槽汚泥は、年々と浄化槽汚泥の比率が高まっています。

し尿・浄化槽汚泥の最終処分については、し尿処理施設で脱水汚泥を焼却した後、その残渣を市外の業者に委託処分していましたが、下水処理施設との共同処理開始後は、し尿等受入施設における前処理工程で発生するし渣について、本市のごみ焼却処理施設（みかもクリーンセンター）で焼却処理後、業者に委託処分しています。

② し尿・浄化槽汚泥の排出計画

「5 (1) ①ウ 生活排水の処理形態別内訳」に基づいたし尿・浄化槽汚泥の排出計画は次表のとおりです。

(単位：k l /日)

	現在 R3(2021)年度	中間目標年度 R8(2026)年度	中間目標年度 R12(2030)年度	目標年度 R17(2035)年度
1 汲取りし尿	10.6	8.5	7.0	5.4
2 単独処理浄化槽汚泥	27.0	21.7	17.9	13.7
3 合併処理浄化槽汚泥	23.2	24.6	26.0	28.0
4 農業集落排水処理施設汚泥	1.6	0	0	0
合 計	62.4	54.8	50.9	47.1

③ し尿・浄化槽汚泥の処理計画

し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬・最終処分については、今後も許可業者が収集・運搬を行うこととし、処理については、佐野地区衛生施設組合のし尿等受入施設で前処理を行い、隣接する下水処理施設の汚泥処理系統へ送泥し、共同処理を行うものとし、本市は佐野地区衛生施設組合の処理計画に協力します。

(3) その他

生活雑排水対策の必要性、浄化槽の適正管理の重要性について、住民に周知を図るため、定期的な広報・啓発活動を実施します。

また、浄化槽の定期的な保守点検、清掃及び水質検査について、広報、未受検者への通知などを通じてその徹底に努めます。

佐野市生活排水処理基本計画（第3次改定）

令和5（2023）年2月

発行 佐野市

編集 佐野市市民生活部環境政策課

〒327-0812 栃木県佐野市町谷町 206-13

TEL 0283-20-3013

FAX 0283-22-3593

E-mail kankyou@city.sano.lg.jp

URL <https://www.city.sano.lg.jp>

